

令和3年(ワ)第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告(申立人) 原 伸雄 外16名

被告(相手方) 東北電力株式会社

決 定

令和3年(ワ)第673号女川原子力発電所運転差止請求事件につき、申立人らの令和3年11月1日付け調査嘱託申立て(同年12月24日付け調査嘱託申立書の訂正書による訂正後のもの)について、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件申立てのうち別紙嘱託事項記載の事項に係る調査嘱託を採用する。
- 2 申立人らのその余の申立てをいずれも却下する。

理 由

- 1 本件は、申立人らが、女川原子力発電所(以下「女川原発」という。)を設置する相手方に対し、宮城県及び石巻市が定める避難計画に実効性がなく、原子力発電所の安全を確保するために5段階の防護レベルを設定する深層防護の第5層が欠けることから、女川原発の稼働によって申立人らの人格権が侵害される具体的危険性がある旨主張して、女川原発の運転の差止めを求める事案である。

本件申立ての要旨は、宮城県及び石巻市が定める避難計画に実効性がないことを立証するために、必要な調査であるというものである。

- 2 そこで、本件申立てに係る調査嘱託が必要な調査であるか否かについて検討する。

本件申立てに係る嘱託事項のうち、宮城県に対する嘱託事項1及び3ないし8、石巻市に対する嘱託事項1ないし3及び内閣府に対する嘱託事項1ないし5については、申立人らが本件において提出した証拠によれば、宮城県、石巻市及び内閣府に対する質問状又は公文書開示請求等により、宮城県、石巻市及び内閣府から既にその回答を得たものと重複するか又はこれと関連する事項であると認められる。そして、これら各回答の内容について、現在までの間に特段の変更が生じ

1 これは謄本である。

令和4年2月16日

仙台地方裁判所第二民事部
裁判所書記官 井村 遼



たことを示す事情はうかがわれない。そうすると、既に回答を得たものと重複する部分については、改めて調査嘱託をする必要があるものとはいえないし、既に回答を得たものと必ずしも重複しない部分についても、上記のような立証状況を踏まえると、結論を左右するものであるとは認められず、調査嘱託をする必要があるとはいえない。

他方、本件申立てに係る嘱託事項のうち、宮城県に対する嘱託事項2については、相手方から提出された乙第1号証を前提とするものであって、申立人らが本件において提出した証拠によっても、既に宮城県からその回答を得たものと重複するとはいえず、別紙嘱託事項の限度で調査嘱託をする必要があると認められる。

4 よって、本件申立てのうち、別紙嘱託事項記載の調査嘱託の申立てについては理由があるからこれを採用することとし、その余の嘱託事項についてはいずれも必要性がないからこれらを却下することとして、主文のとおり決定する。

令和4年2月16日

仙台地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

齊 藤 充



裁判官

三 貫 納 有



裁判官

太 田 こ も



(別紙)

囑託事項

令和3年2月宮城県防災会議策定の宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕第3章第7節1(4)記載の避難退域時検査に関し、女川地域の緊急時対応として東北電力株式会社から約600名の要員が派遣されることとなっている点について、

- 1 東北電力株式会社は、約600名の要員を各検査場所に派遣するだけなのか、それとも、検査場所の稼働を請け負うのか。検査場所の稼働を請け負う場合、東北電力株式会社の派遣する要員はどのような業務を行うのか。
- 2 東北電力株式会社が検査場所に派遣する約600名の要員を招集するか否かは、誰が何に基づいて決定するのか。また、招集に当たり、東北電力株式会社にどのような方法で連絡することとなっているか。
- 3 宮城県の職員は、前記1の東北電力株式会社が検査場所に派遣する約600名とは別に、各検査場所に派遣されることになっているのか。派遣される場合、宮城県の職員は、何名派遣されるのか。
- 4 宮城県の職員が、東北電力株式会社が検査場所に派遣する約600名とは別に各検査場所に派遣される場合、派遣される宮城県の職員はどのような役割を果たすこととなっているか。東北電力株式会社によって派遣される要員は、宮城県の職員が指揮するのか。
- 5 宮城県の職員が、東北電力株式会社が検査場所に派遣する約600名とは別に各検査場所に派遣される場合、派遣される宮城県の職員が検査場所に到着する時間(日数)及び東北電力株式会社が派遣する約600名の要員が検査場所に到着する

時間（日数）を調査したことがあるか。あれば、その調査結果はどのようなものであったか。

6 東北電力株式会社から、検査場所に派遣する予定の者の名簿と連絡方法の提供を受けているか。

7 各検査場所（鷹来の森運動公園の検査場所及び涌谷スタジアム野球場の検査場所を含む。）の稼働開始に必要な最低限の要員数はそれぞれ何人か。

以上